

# 技能労務職員の給与等の見直しに向けた取り組み方針

妙 高 市

## 1. 現状

### (1) 職種別の人数・平均給与・平均年齢等のデータ及び民間従業員のデータ（平成 19 年 4 月 1 日現在）

区分	市職員				民間従事者		
	人数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額
妙高市 技能労務職員全体	56 人	51.1 歳	296,077 円	309,876 円			
うち用務員	17 人	55.0 歳	310,194 円	331,444 円	用務員	53.9 歳	227,200 円
うち給食調理員	33 人	48.6 歳	287,785 円	295,133 円	調理士	39.9 歳	247,600 円
うち自動車運転手	6 人	53.7 歳	301,683 円	339,853 円	自家用自動車運転手	52.2 歳	240,800 円

#### (注)

1. 「平均給料月額」とは、平成 19 年 4 月 1 日における職種ごとの職員の基本給です。
2. 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。
3. 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成 16 年～18 年の 3 ヶ年平均）
4. 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

### (2) 年齢別人数（平成 19 年 4 月 1 日現在）

区分	20 歳未満	20～23 歳	24～27 歳	28～31 歳	32～35 歳	36～39 歳	40～43 歳	44～47 歳	48～51 歳	52～55 歳	56～59 歳	60 歳以上	合計人数
技能労務職員全体	0	0	0	0	1	3	5	6	10	16	15	0	56
うち用務員	0	0	0	0	0	0	0	1	3	5	9	0	18
うち給食調理員	0	0	0	0	1	3	4	5	7	9	3	0	32
うち自動車運転手	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	3	0	6

### (3) その他給与に関する事項

#### 給料表

国家公務員の行政職俸給表（二）を適用しています。

行政職俸給表（二）は、国家公務員のうち技能労務職に相当する職員に対して適用する給料表です。

特殊勤務手当（平成 19 年度支給実績なし）

手当の名称	主な支給対象業務	手当額
行路死亡人等取扱手当	行路死亡人、行路病人の取扱い	行路死亡人 1 件 1,000 円
		行路病人 1 件 1,000 円
防疫等作業手当	感染症等の防疫作業	1 日 200 円

昇給基準

毎年 1 月 1 日に前 1 年間の勤務成績に応じ、標準で 4 号給（57 歳を超える場合は 2 号給）の昇給としています。ただし、平成 19 年 1 月から平成 22 年 1 月までの間は全職員の昇給を 1 号抑制しています。（国家公務員と同様の取り扱い）

3. 今後の基本的な考え方

従来から、給料表の水準引き下げや昇給制度及び特殊勤務手当の見直しなどを進めてきました。今後も、国及び県の給与改定の動向を注視しつつ、給与水準、給与制度の適正化に取り組むとともに、業務の統廃合や ISO による継続的な業務の見直しと改善を進め、臨時職員等の有効活用や民間活力の導入等も積極的に検討しながら職員数の適正化を図っていきます。

4. 具体的な取組内容

- ・平成 18 年度に国に準じて給与構造の見直しを行ない、給料の水準を平均 2.6% 引き下げました。
- ・平成 18 年度から技能労務職員へも人事考課を実施し、国や他の自治体に先駆けて昇給や勤勉手当へ反映することで、年功序列型の給与構造から職務・職責に応じた給与構造への転換を進めています。
- ・平成 19 年 1 月から平成 22 年 1 月までの間、職員の昇給を 1 号給分（25%）抑制しています。
- ・特殊勤務手当の検証及び見直しを行い、平成 16 年度には 10 手当あった特殊勤務手当を必要性の高い 2 手当（行路死亡人等取扱手当、防疫等作業手当）に絞り込み、それ以外は廃止しました。
- ・平成 16 年度から公共施設の維持管理は、指定管理者制度を導入するとともに、学校や行政庁舎の統廃合により施設維持管理業務や学校給食調理業務の合理化を進めています。
- ・行政組織・機構の簡素化、業務の統廃合、ISO による継続的な業務改善による業務の合理化を進めるとともに、業務の性質や内容に応じて、用務員や給食調理員、自動車運転手等では臨時職員や非常勤職員等を有効的に活用し、技能労務職を含めた全職員の職員数の削減を進めています。  
市全職員数 H17 年度 478 人 H20 年度 401 人 3 年間で 77 人（16.1%）削減。  
（参考）国は平成 18 年度からの 5 年間で 5% の定員削減を目標にしています。
- ・技能労務職員については、用務員では平成 7 年度以降から、給食調理員は平成 10 年度以降から、自動車運転手は平成 9 年以降から採用を行っていません（退職不補充）。今後も、平成 18 年 3 月に策定した定員適正化計画に基づき、技能労務職の職員は採用しない予定です。